

株 主 各 位

群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

取締役社長 宮 原 年 明

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月23日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1. 日 時 | 平成29年5月24日（水曜日）午前10時 | | |
| 2. 場 所 | 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダ電機本社ビル12階コンベンションホール
（平成28年5月に本店所在地を大阪府大阪市から群馬県高崎市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） | | |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | <table border="0"><tr><td style="vertical-align: top;">1. 第66期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td style="vertical-align: top;">2. 第66期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件</td></tr></table> | 1. 第66期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 | 2. 第66期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 1. 第66期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 | | | |
| 2. 第66期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 | | | |
| 決 議 事 項
議 案 | 取締役9名選任の件 | | |

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」ならびに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.sxl.co.jp/ir/stock_info/index3.html) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び監査法人が監査をした対象の一部であります。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.sxl.co.jp/ir/stock_info/index3.html) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府及び日銀の経済政策を背景に、企業業績の緩やかな回復基調と共に雇用・所得に改善の動きが表れましたが、個人消費は力強さを欠く状況にありました。また、中国や新興国の経済成長の鈍化などにより、世界経済は減速傾向にあることから、わが国経済の先行きも不透明な状況にありました。

住宅市場におきましては、マイナス金利による住宅ローン金利の低下などの影響で、住宅取得に対する関心は堅調に推移したものの、消費税増税の延期などにより、契約交渉は長期化する傾向が続きしました。

このような事業環境のもと、当社は、平成28年5月の定時株主総会を経て、新体制のもと組織力を強化し、更に、ヤマダ電機グループ一体となった構造改革のスピードをより加速させるため、本社を株式会社ヤマダ電機本社の所在地である群馬県高崎市に移転させ、次のような取り組みを進めました。

イ. ストアロイヤリティ向上のため、ヤマダ電機グループのシナジーを活用したTVCM、チラシ掲載などの共同販促を実施。

ロ. 展示場の建替え11棟、その他の全住宅展示場の改装を実施。

ハ. 採用活動を強化し、新卒30名の採用、また経験者を中心に中途採用を積極化させると共に、支店長によるOJTや各種研修による人材育成環境を充実。

ニ. オーナー様訪問の強化による、CS向上と紹介活動の強化。

ホ. お客様へ土地情報を積極的に提案するため、分譲用土地の取得活動を強化。

上記のとおり、積極的な先行投資を行った結果、展示場における来場数が下期から前年比300%を超える住宅展示場も出てきており、平均200%の来場増加となってきました。また、第4四半期の戸建注文住宅は受

注額ベースで前年比110%となるなど、受注面でも効果が現れてきております。しかしながら、本格的改革は上期より取り組み始めたことから、第1四半期の受注が低迷したこと、また住宅展示場の建替えに伴う閉店期間の受注が計画比92%となったことなどの影響により、売上高は436億8千6百万円（前期比8.5%減）、営業損失は6千万円（前期 営業利益4億5千2百万円）、経常損失は7千4百万円（前期 経常利益4億2千3百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億9千万円（前期 親会社株主に帰属する当期純利益2億7千8百万円）となりました。

事業部門別売上状況は次のとおりであります。

事業別	第 65 期 平成28年2月期		第 66 期 平成29年2月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	増減率(%)
住 宅 事 業	37,554	78.7	34,775	79.6	△2,779	△7.4
リ フ ォ ー ム 事 業	9,409	19.7	8,165	18.7	△1,244	△13.2
不動産賃貸・その他事業	759	1.6	746	1.7	13	△1.7
合 計	47,723	100.0	43,686	100.0	△4,037	△8.5

セグメント情報に基づいた、各事業別の営業の状況は以下のとおりであります。

[住宅事業]

当社グループの主力事業である住宅事業部門につきましては、「納得価格と永久保証、伝統小堀の高級注文住宅」を当社のコンセプトに据え、各課題の構造改革のもと成果を上げるべく、営業活動を強化、推進し、第1四半期から経営成績分析イ・～ホ.の改革強化で成果に結びつけるべく取り組みました。

次に、特建部門においては、人員強化などによって、賃貸マンション、福祉施設の受注が増加（前年比127%）するなど、好調に推移しており、今後も強化してまいります。

当期は、C I 戦略など積極的な先行投資を実施した結果、受注ベースでは成果が出始めているものの、住宅展示場の改装・建替え期間の集客

力の一時的な低下などの影響もあり、売上高は347億7千5百万円（前期比7.4%減）となり、営業利益は6億8千6百万円（前期比6.1%増）となりました。

[リフォーム事業]

リフォーム事業につきましては、オーナー様を対象とした自社物件の受注活動、他社施工物件の受注活動、ヤマダ電機店舗内「ハウステックショールーム」や「ヤマダ電機リフォームコーナー」を経由した営業活動の3基軸での事業展開を行いました。第1四半期において、オーナー様向け太陽光発電システム販売が減少したことを踏まえ、第3四半期からはヤマダ電機グループ内の連携を強化、また、第4四半期からはチラシなどの共同販促を強化しております。その結果、直近での情報数は約3倍となり、2～3月の契約額は前年比109%と伸びてきておりますが、連携強化前の遅れを取り戻すまでには至らず、売上高は81億6千5百万円（前期比13.2%減）となり、営業損失は2億1千2百万円（前期 営業利益2億4千7百万円）となりました。

[不動産賃貸事業・その他]

不動産賃貸事業につきましては、賃貸物件の増加があった一方で退去に伴うリフォーム工事が重なり、売上高は5億4千9百万円（前期比2.0%増）となり、営業利益は2億6千9百万円（前期比5.1%減）となりました。

その他につきましては、天候の影響による売電収入の減少や、長期火災保険の販売ができなくなったことによる保険料収入の減少により、売上高は1億9千6百万円（前期比10.8%減）となり、営業利益は1億1千2百万円（前期比15.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は、10億4千5百万円で、その主なものは、住宅展示場の建替えなどであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、親会社である株式会社ヤマダ電機より長期借入金として80億円を調達しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関(株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行)と各行50億円、三井住友信託銀行株式会社と20億円、総額170億円の当座貸越枠設定契約を締結しておりますが、当連結会計年度末時点で金融機関からの借入は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前の３事業年度の財産及び損益の状況

区分	期別	第 63 期 平成26年２月期	第 64 期 平成27年２月期	第 65 期 平成28年２月期	第 66 期 平成29年２月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)		49,766	51,650	47,723	43,686
営業利益又は営業損失(△) (百万円)		△647	△1,275	452	△60
経常利益又は経常損失(△) (百万円)		△665	△1,369	423	△74
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)		△982	△5,697	278	△290
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		△4.82	△27.94	1.36	△1.42
総資産 (百万円)		37,525	30,817	28,047	24,401
純資産 (百万円)		9,792	4,086	4,380	4,100

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ヤマダ電機で、同社は当連結会計年度末において当社の株式105,650千株（持株比率51.8%）を保有しております。

当社は、親会社の住宅事業において、分譲住宅の販売業務やリフォーム工事などを請け負っております。また、家電商品などの仕入れを行っております。

親会社との仕入取引に当たっては、市場価格などを勘案の上、通常の見積条件で行われることなどに留意しております。また、親会社からの借入については借入期間や利率などを総合的に協議して決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
エス・バイ・エル住工株式会社	百万円 100	% 100.0	工業化住宅部材の製造、加工及び販売
コングロエンジニアリング株式会社	百万円 100	% 100.0	土木及び建築工事の設計、施工
エースホーム株式会社	百万円 100	% 86.0	フランチャイズ加盟店に対する経営指導
エス・バイ・エルハウジング株式会社	百万円 50	% 100.0	建築工事の請負、設計、施工、監理

(4) 対処すべき課題

第67期の最重要課題は、黒字化転換のため業績を向上させることです。そのため、①戦略的な営業展開、②小堀ブランドの再構築、③原価管理・社内管理体制の強化、④C S（顧客満足）・E S（従業員満足）の向上の4項目を柱とした事業強化策に全力で取り組んでまいります。

① 戦略的な営業展開

・住宅展示場出展及び採用計画

営業力の強化、及び受注拡大のため、住宅展示場の出展を強化してまいります。本年度においては7ヶ所の新展示場出展を計画し、それに連動した人員配置計画を立案、積極的に人材を採用することで、営業効率を高めると共に、中長期的にも売上の拡大に繋げてまいります。

・販売促進

販促活動においては、柱となるキャンペーンを定期的を実施し、当社の認知度そして関心度を高めることで集客の増加を図ると共に、成約率向上に繋がる販促活動を計画的に立案し、グループ一体となった効率的かつ効果的な販売促進を実行してまいります。

② 小堀ブランドの再構築

当社コンセプト『「納得価格」と「永久保証」伝統「小堀」の高級注文住宅』のもと、研鑚の精神に基づく先駆的なデザインで認知度の高い「小堀ブランド」を、当社の柱とし再構築してまいります。

その戦略の一つとして、平成29年3月、大阪千里に「小堀の住まいLAB I 千里館」をオープンさせました。小堀の歴史や作品実例を展示したギャラリーに加え、高い技術力を持つ企業建築家の顔が見え、直接相談できるコーナーを配置したショールームです。ここを新たな情報発信基地とし、近隣の住宅展示場との連携により、集客拡大と成約率を高める取り組みを強化いたします。更には、小堀ブランドの住宅展示場の出展を進めることで、「小堀ブランド」を全国ブランドとして確立してまいります。

③ 原価管理・社内管理体制の強化

・原価管理、施工管理機能の強化

収益体制の改善のため、原材料の仕入れ管理及び購買管理を含めた原価管理体制を徹底的に見直します。本社の原価チェック機能を強化させ、更には工程管理の機能も強化することで、コスト低減を図ってまいります。

・本部体制の再編

組織体制を営業本部、営業戦略本部、購買・施工管理本部及び管理本部の4本部制に改編し、その責任者に執行役員を配置することにより、責任の所在を明確化し、意思決定のスピードを高めるなど、組織運営力を高めてまいります。

④ C S（顧客満足）・E S（従業員満足）の向上

オーナー様をはじめとする全てのお客様がご満足いただけるサービスの提供に務め、顧客満足度の向上を図ると共に、リピート率や紹介受注の向上を目指してまいります。特にオーナー様訪問は、回数を増やすなど、取り組みをより具体的にして更に強化してまいります。また、協力会社、関係会社及びグループ会社との信頼関係をより強固にすることで、お客様の多様なニーズにお応えし、住まいの品質向上を図ってまいります。

当社は、最も重要な経営資源を「全従業員（協力会社、関係会社及びグループ会社を含む）」と位置付け、従業員の多様性を尊重し、ワークライフバランスを重視した各種社内制度を充実させ、従業員満足の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、「戸建住宅の請負、設計及び施工」、「戸建分譲住宅の施工及び販売」、「工業化住宅部材の製造及び販売」を行っている住宅事業を主な事業とし、リフォーム事業、不動産賃貸事業、その他各事業に関連した事業活動を展開しております。

各事業部門の位置付けは次のとおりであります。

区 分	主 な 事 業 内 容	当 事 業 に 関 わ る 主 な 子 会 社
住 宅 事 業	戸建住宅の請負・設計・施工、戸建分譲住宅の販売、工業化住宅部材の製造、住宅のフランチャイズ事業等	エス・バイ・エル住工(株)、コングロエンジニアリング(株)、エースホーム(株)、エス・バイ・エルハウジング(株)
リフォーム事業	リフォームの請負・設計・施工等	－
不動産賃貸事業	アパート・マンション等不動産の賃貸及び管理等	－

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年 2 月28日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	群馬県高崎市栄町1番1号									
支店	水戸支店	茨城県水戸市	京滋支店	京都府京都市						
	埼玉支店	埼玉県さいたま市	奈良支店	奈良県奈良市						
	千葉支店	千葉県千葉市	大阪支店	大阪府大阪市						
	東京支店	東京都品川区	兵庫支店	兵庫県神戸市						
	横浜支店	神奈川県横浜市	高松支店	香川県高松市						
	静岡支店	静岡県静岡市	松山支店	愛媛県松山市						
	中部支店	愛知県名古屋	福岡支店	福岡県福岡市						

工場 つくば工場 茨城県つくば市
山口工場 山口県山口市

(注) つくば工場及び山口工場は、エス・パイ・エル住工株式会社に貸与しております。

② 主要な子会社の事業所

エス・パイ・エル住工株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原二丁目 2 番
コングロエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川四丁目 10 番 13 号
エースホーム株式会社	東京都新宿区高田馬場二丁目 14 番 5 号
エス・パイ・エルハウジング株式会社	大阪府茨木市大池二丁目 17 番 24 号

(7) 従業員の状況（平成29年 2 月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,165 (130) 名	139名減 (27名増)

(注) 従業員数は、就業員数であり、パート社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
981 (119) 名	148名減 (31名増)	43.5歳	12.6年

(注) 従業員数は、就業員数であり、パート社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年 2 月28日現在）

借入先	借入額
株式会社ヤマダ電機	8,000 百万円

(9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 300,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 204,018,184株 |
| ③ 株主数 | 11,909名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ヤマダ電機	105,650	51.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,686	1.3
キシシタ建資株式会社	2,614	1.3
株式会社LIXIL	2,546	1.2
カブドットコム証券株式会社	2,109	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,667	0.8
楽天証券株式会社	1,627	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,329	0.7
榊原 三郎	1,257	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,220	0.6

（注）持株比率は自己株式（82,898株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年2月28日現在）
特に記載すべき事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
特に記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年 2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	山 田 昇	株式会社ヤマダ電機 代表取締役会長兼取締役会議長
代 表 取 締 役 社 長	長 野 純 一	第1営業本部長
取 締 役	宮 原 年 明	生産本部長兼第2営業本部長
取 締 役	佐 藤 利 幸	第2営業副本部長兼不動産部長
取 締 役	早 川 芳 明	第1営業副本部長
取 締 役	小 林 祥 哲	営業戦略室長
取 締 役	増 田 文 彦	株式会社ヤマダ・ウッドハウス 代表取締役社長
取 締 役	新 井 仁	株式会社ヤマダ電機 取締役兼上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼関係会社管理室長兼SXL・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長 株式会社ベスト電器 取締役 株式会社ハウステック 取締役 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 取締役
取 締 役	明 石 裕 士	
取 締 役	行 方 茂 男	なめかた司法書士事務所 代表
常 勤 監 査 役	木 下 伸 路	
監 査 役	五 十 嵐 誠	株式会社ヤマダ電機 常勤監査役 株式会社ベスト電器 監査役 株式会社ハウステック 監査役 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 監査役
監 査 役	迫 田 清 己	迫田清己公認会計士事務所 所長 智創税理士法人 代表社員 栄監査法人 代表社員
監 査 役	山 寄 一 夫	毎日新聞グループホールディングス 常勤顧問 株式会社チエノバ 代表取締役社長

- (注) 1. 代表取締役社長長野純一氏は、平成29年3月1日付で辞任し、取締役宮原年明氏が同日付で代表取締役社長に就任しました。
2. 取締役明石裕士氏及び行方茂男氏は、社外取締役であります。
3. 監査役迫田清己氏及び山寄一夫氏は、社外監査役であります。
4. 監査役五十嵐誠氏は、管財部門責任者として、また経営者としての豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役迫田清己氏は、公認会計士であり、監査法人の代表社員を兼務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
古 谷 野 賢 一	平成28年 5 月27日	辞任	取締役 株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員 管財本部長
飯 田 忠 義	平成28年 5 月27日	任期満了	常勤監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (う ち 社 締 外 取 締 役 役)	7名 (2)	59百万円 (1)
監 (う ち 社 査 外 監 査 役 役)	4名 (2)	10百万円 (4)
合 計	11名	69百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役4名であります。うち取締役3名、監査役1名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
2. 上記には、平成28年5月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び社外監査役1名は、無報酬のため、上記人員に含んでおりません。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第58回定時株主総会において年額150万円以内（ただし、使用人分報酬は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額300万円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、社外役員が親会社又はその子会社から支給された報酬等の総額は5百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役行方茂男氏は、なめかた司法書士事務所の代表であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役五十嵐誠氏は、当社の親会社である株式会社ヤマダ電機の常勤監査役であります。また、株式会社ベスト電器、株式会社ハウステック、株式会社ヤマダ・ウッドハウスの監査役であり、同3社は当社の親会社である株式会社ヤマダ電機の子会社であります。
- ・監査役迫田清己氏は、迫田清己公認会計士事務所所長であり、智創税理士法人及び栄監査法人の代表社員であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山寄一夫氏は、毎日新聞グループホールディングス常勤顧問であり、株式会社チエノバ代表取締役社長であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	明 石 裕 士	平成28年5月27日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回のうち10回出席しており、他社での豊富な企業経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	行 方 茂 男	平成28年5月27日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回のうち10回出席しており、他社での豊富な企業経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	五十嵐 誠	当事業年度において、社外監査役として在任した期間中に開催された取締役会5回のうち5回、同じく3回開催された監査役会のうち3回出席しており、業務監査・会計監査の観点から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	迫 田 清 己	当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回、同じく12回開催された監査役会のうち12回出席しており、業務監査・会計監査の観点から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	山 寄 一 夫	平成28年5月27日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回のうち10回、同じく9回開催された監査役会のうち9回出席しており、業務監査・会計監査の観点から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ．当社は、社内規程である「ヤマダ・エスバイエルホームグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「ヤマダ・エスバイエルホームコンプライアンス行動規準」をもって、取締役及び使用人が、その職務の執行に当って、法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすための基本原則としている。
 - ロ．当社は、内部監査機能を強化するため、社長直轄の部署として内部監査担当部を置いている。また、当社は、コンプライアンス体制の推進・強化のため、法務コンプライアンス担当部を「業務分掌規程 業務分掌表」において定め、同担当部を通じて、取締役及び使用人に対し、定期的に研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。また、事業所にも適切な組織・責任者を設け、コンプライアンス推進体制を構築し、事業所のコンプライアンス推進活動を行う。内部監査担当部は、全社業務モニタリングのための独立した組織とし、内部監査の結果については、社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。
 - ハ．当社は、「ヤマダ・エスバイエルホームグループ内部通報規程」を整備し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防止し、かつ、良好な職場秩序を維持することによって、顧客及び取引会社の信頼を確保するため、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化を図る。
- ニ．当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を「業務分掌規程 業務分掌表」で定め、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力、団体及び個人との関係を遮断・排除し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携の上、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備しており、法令ならびにこれらの基準及び体制に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人が閲覧することが可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践を可能にすることを目的に「リスク管理規程」を定め、管理・運用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、取締役会の機能を経営戦略の策定及び業務執行の監督に特化させる。取締役の職務は、取締役会が選任する本部長及び統括部長等の部門長により、取締役会の定める「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき役割を分担して、その責任と権限を明確にした上、執行されている。

ロ. 当社は、経営に関する重要事項の決定を主たる任務とした、取締役、執行役員及び経営会議が指名した者により構成される経営会議を設置する。

ハ. 当社は、企業理念の下に経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役、本部長及び統括部長等の部門長はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、「業務分掌規程 業務分掌表」において、関連事業担当部を置き、社内規則に従い、各子会社の指導を担当させる。

ロ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。

ハ．当社は、親会社との間で、親会社及び当社が両社の社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重した上で、親会社及び当社の更なる成長・発展、企業価値の向上を目指すことを目的とした業務提携契約を締結しており、かかる契約に基づく取引を実施することで、親会社との取引の適正性を確保する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する事項

- イ．当社グループは、経営効率の向上と事業の発展を目的として、「グループ会社管理規程」により報告の手続き、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。
- ロ．当社及び子会社は、毎月グループ会社会議を開催し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社の業務の適正を確保する。

⑦ 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ロ．当社は、子会社の決裁事項について、「グループ会社管理規程」、「グループ会社管理規程運用細則」に事項別手続きを定め、意思決定の効率化を図る。

⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「ヤマダ・エスバイエルホームグループ企業行動憲章」、「ヤマダ・エスバイエルホームコンプライアンス行動規準」を策定しており、企業集団を構成する全取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、代表取締役社長と協議の上、監査役室を設置し、使用人若干名を置くものとする。
 - ロ. 監査役室の使用人の人事に関しては、その独立性を確保するため、監査役会と事前に協議をするものとする。
- ⑪ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役は、その職務を補助するために当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ロ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。
- ⑫ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ロ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ⑬ 子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制
- イ. 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当社の関連事業担当部に報告する。

ロ．子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関連事業担当部が当社の監査役に報告すべき事項は、関連事業担当部長と監査役との協議により決定した事項とする。

ハ．監査役は、必要に応じ、子会社に対し、業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視する。

- ⑭ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前項の報告をしたことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

- ⑮ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提出する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求し、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ．監査役は、内部監査担当部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当部に調査を求める。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役会並びに経営会議を原則毎月2回開催し、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要な事項を決定し、予算に対する月次業績の分析・評価・対策を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

- ②監査役会を原則毎月1回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか重要な会議へ出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。また、代表取締役社長と月1回の会合を持ち、監査の重要課題について意見交換を行いました。
- ③「コンプライアンス規程」に基づき、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、具体的なコンプライアンス推進体制を整備いたしました。また、コンプライアンス推進責任者が各部門の業務に関連するコンプライアンスへの対応方針を策定し、コンプライアンス推進委員がこの方針に基づき、部門毎に3ヶ月に一度、コンプライアンス勉強会を実施いたしました。
- ④内部監査担当部では、コンプライアンスを監査の重要項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、企業の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認いたしました。
- ⑤「リスク管理規程」に基づき、事業を取り巻く様々なリスクの発生を予防するとともに、万一リスクが発生した場合に被害を最小限に抑えるための行動を迅速かつ的確に行いました。
- ⑥毎月1回の関連会社会議を開催し、関連会社の業務の執行における法令・定款等への適合性及び業務の適正性と効率性の観点から審議いたしました。また、関連会社においても、コンプライアンス意識の徹底を図るため、3ヶ月に一度、コンプライアンス勉強会を実施いたしました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策のひとつと考えており、業績に応じた適正な成果の配分を行うことを基本としております。この方針のもと、配当につきましては安定配当を基本とし、期毎の収益状況、配当性向等を勘案して、利益処分を実施していきたいと考えております。

しかしながら、利益剰余金がマイナスとなっていることから、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

抜本的な構造改革により、適正規模のもとで安定的な収益を見込める事業構造、経営体制を確立することで、早期の復配を目指す所存であります。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	12,344	流 動 負 債	9,788
現 金 預 金	4,349	支払手形・工事未払金等	5,750
受取手形・完成工事未収入金等	3,558	未 払 法 人 税 等	107
未 成 工 事 支 出 金	556	未 成 工 事 受 入 金	1,735
販 売 用 不 動 産	3,160	賞 与 引 当 金	60
仕 掛 販 売 用 不 動 産	98	完 成 工 事 補 償 引 当 金	197
材 料 貯 蔵 品	315	工 事 損 失 引 当 金	14
繰 延 税 金 資 産	24	そ の 他	1,922
そ の 他	397	固 定 負 債	10,512
貸 倒 引 当 金	△117	関係会社長期借入金	8,000
固 定 資 産	12,056	リ ー ス 債 務	663
有形固定資産	10,431	繰 延 税 金 負 債	5
建 物 及 び 構 築 物	8,625	再評価に係る繰延税金負債	98
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	710	退 職 給 付 に 係 る 負 債	431
土 地	6,580	資 産 除 去 債 務	203
リ ー ス 資 産	831	そ の 他	1,110
建 設 仮 勘 定	74	負 債 合 計	20,300
そ の 他	645	純 資 産 の 部	百万円
減 価 償 却 累 計 額	△7,037	株 主 資 本	3,829
無 形 固 定 資 産	93	資 本 金	9,068
投資その他の資産	1,531	資 本 剰 余 金	1,100
投 資 有 価 証 券	74	利 益 剰 余 金	△6,329
長 期 貸 付 金	311	自 己 株 式	△10
繰 延 税 金 資 産	5	その他の包括利益累計額	226
そ の 他	1,744	その他有価証券評価差額金	13
貸 倒 引 当 金	△603	土 地 再 評 価 差 額 金	225
資 産 合 計	24,401	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△13
		非 支 配 株 主 持 分	44
		純 資 産 合 計	4,100
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,401

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	43,686
売上原価	34,416
売上総利益	9,270
販売費及び一般管理費	9,330
営業損失	60
営業外収益	120
受取利息及び受取配当金	8
受取賃貸料	60
受取手数料	5
解約金収入	11
その他	33
営業外費用	133
支払利息	94
賃貸収入原価	31
その他	7
経常損失	74
特別利益	27
固定資産売却益	27
特別損失	153
本社移転費用	109
リース解約損	32
減損損失	8
その他	3
税金等調整前当期純損失	199
法人税・住民税及び事業税	93
法人税等調整額	△6
当期純損失	286
非支配株主に帰属する当期純利益	4
親会社株主に帰属する当期純損失	290

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 2 月28日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,264	流 動 負 債	9,205
現 金 預 金	2,790	支 払 手 形	227
受 取 手 形	161	工 事 未 払 金	4,054
完 成 工 事 未 収 入 金	2,189	買 掛 金	1,170
売 掛 金	808	未 払 金	305
未 成 工 事 支 出 金	494	未 払 法 人 税 等	86
分 譲 土 地	1,822	未 払 費 用	707
未 成 分 譲 土 地	79	未 成 工 事 受 入 金	1,722
分 譲 建 物	1,353	前 受 金	9
未 成 分 譲 建 物	19	預 り 金	341
材 料 貯 蔵 品	176	前 受 収 益	56
前 渡 金	22	完 成 工 事 補 償 引 当 金	120
前 払 費 用	210	工 事 損 失 引 当 金	14
そ の 他	244	そ の 他	388
貸 倒 引 当 金	△108	固 定 負 債	10,328
固 定 資 産	12,729	関 係 会 社 長 期 借 入 金	8,000
有 形 固 定 資 産	10,419	預 り 保 証 金	971
建 物	2,950	リ ー ス 債 務	663
構 築 物	4	繰 延 税 金 負 債	5
機 械 及 び 装 置	254	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	98
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	378
工 具 器 具 備 品	15	資 産 除 去 債 務	203
土 地	6,573	そ の 他	7
リ ー ス 資 産	546	負 債 合 計	19,533
建 設 仮 勘 定	73	純 資 産 の 部	百万円
無 形 固 定 資 産	79	株 主 資 本	3,221
ソ フ ト ウ ェ ア	79	資 本 金	9,068
投資その他の資産	2,230	資 本 剰 余 金	1,100
投 資 有 価 証 券	74	資 本 準 備 金	1,100
関 係 会 社 株 式	731	利 益 剰 余 金	△6,936
長 期 貸 付 金	311	そ の 他 利 益 剰 余 金	△6,936
破 産 更 生 債 権 等	347	繰 越 利 益 剰 余 金	△6,936
長 期 前 払 費 用	86	自 己 株 式	△10
差 入 保 証 金	1,273	評 価 ・ 換 算 差 額 等	239
そ の 他	8	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13
貸 倒 引 当 金	△601	土 地 再 評 価 差 額 金	225
資 産 合 計	22,994	純 資 産 合 計	3,460
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,994

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成28年 3 月 1 日から平成29年 2 月28日まで)

科 目		金	額
		百万円	百万円
売 上 高			
完 成 工 事 高		32,751	
分 譲 土 地 建 物 売 上 高		5,221	
部 材 売 上 高		2,630	
そ の 他 売 上 高		901	41,504
売 上 原 価			
完 成 工 事 原 価		25,728	
分 譲 土 地 建 物 売 上 原 価		4,773	
部 材 売 上 原 価		2,195	
そ の 他 売 上 原 価		454	33,152
売 上 総 利 益			8,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,710
営 業 損 失			358
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		8	
受 取 賃 貸 料		151	
受 取 手 数 料		87	
雑 収 入		34	282
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		96	
賃 貸 収 入 原 価		60	
雑 支 出		6	164
経 常 損 失			240
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		27	27
特 別 損 失			
本 社 移 転 費 用		109	
リ ー ス 解 約 損		32	
減 損 損 失		8	
そ の 他		3	153
税 引 前 当 期 純 損 失			365
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		38	38
当 期 純 損 失			404

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月14日

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 純 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月14日

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 純 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月19日

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム 監査役会

常 勤 監 査 役 木 下 伸 路 ㊞

監 査 役 五十嵐 誠 ㊞

社外監査役 迫 田 清 己 ㊞

社外監査役 山 寄 一 夫 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役 9 名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
1	やまだ のぼる 山 田 昇 (昭和18年2月11日生)	昭和59年6月 株式会社ヤマダ電機代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長兼代表執行役員CEO 平成25年6月 同社代表取締役社長兼代表執行役員CEO 平成28年4月 同社代表取締役会長兼取締役会議長（現任） 平成28年5月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマダ電機代表取締役会長兼取締役会議長	0株
2	みやはら としあき 宮 原 年 明 (昭和37年1月1日生)	平成17年11月 株式会社ヤマダ電機入社 平成24年6月 同社執行役員常務 平成25年3月 当社専務執行役員営業本部長 平成25年5月 当社専務取締役営業本部長 平成28年6月 当社取締役生産本部長兼第2営業本部長 平成29年3月 当社代表取締役社長（現任）	19,634株
3	さとう としゆき 佐 藤 利 幸 (昭和33年12月14日生)	平成21年4月 株式会社ヤマダ電機商品統括部カー用品・ 自転車商品部長 平成23年6月 同社執行役員常務 平成23年12月 当社取締役 平成24年3月 株式会社ヤマダ電機法人事業本部スマート グリッド事業部スマートハウス推進室長執 行役員常務 平成25年7月 当社執行役員常務 平成26年3月 当社執行役員常務兼営業副本部長 平成26年5月 当社常務取締役営業副本部長 平成28年6月 当社取締役第2営業本部副本部長兼不動産 部長 平成29年3月 当社専務取締役経営企画室長兼不動産部長 (現任)	3,607株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
4	はやかわ よしあき 早 川 芳 明 (昭和39年4月29日生)	昭和63年4月 当社入社 平成20年4月 当社三重支店長 平成21年4月 当社名古屋支店長 平成24年3月 当社奈良支店長 平成25年3月 当社東海支店長 平成25年9月 当社東海ブロック長 平成26年3月 当社執行役員西部支店統括部長 平成27年5月 当社取締役西部支店統括部長 平成28年6月 当社取締役第1営業本部副本部長 平成29年3月 当社常務取締役営業本部長 (現任)	7,175株
5	こばやし よしあき 小 林 祥 哲 (昭和39年6月15日生)	昭和63年4月 当社入社 平成18年4月 当社大宮支店長 平成19年10月 当社関東ブロック長兼千葉支店長 平成24年6月 当社京都支店長 平成25年3月 当社西部支店統括部長 平成25年9月 当社近畿ブロック長 平成26年3月 当社執行役員東部支店統括部長 平成27年5月 当社取締役東部支店統括部長 平成28年6月 当社取締役第1営業本部営業戦略室長 平成29年3月 当社常務取締役営業戦略本部長 (現任)	23,240株
6	ますだ ふみひこ 増 田 文 彦 (昭和35年4月16日生)	平成9年6月 株式会社ナック取締役 平成14年2月 タマホーム九州株式会社(現株式会社レオハウス) 取締役 平成17年6月 タマホーム東北株式会社代表取締役 平成19年8月 タマホーム株式会社取締役 平成20年1月 同社常務取締役(戦略・戦術担当) 平成23年6月 同社専務取締役法人事業本部本部長 平成25年11月 株式会社ヤマダ電機入社 平成26年1月 株式会社ヤマダ・ウッドハウス代表取締役社長 (現任) 平成27年1月 当社執行役員 平成27年5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマダ・ウッドハウス代表取締役社長	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
7	あらい ひとし 新 井 仁 (昭和35年8月26日生)	平成8年6月 株式会社ヤマダ電機取締役管理本部副本部長兼財務部長 平成24年4月 同社執行役員常務管財本部管理部長 平成25年5月 同社執行役員管財本部管理室長 平成27年5月 同社執行役員管財本部副本部長兼管理室長 平成28年4月 同社上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼関係会社管理室長兼SXL・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長 平成28年5月 当社取締役（現任） 平成28年6月 株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼関係会社管理室長兼SXL・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼関係会社管理室長兼SXL・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長	0株
8	あかし ゆうじ 明 石 裕 士 (昭和25年5月21日生)	昭和48年4月 野村證券株式会社入社 平成12年6月 株式会社オー・ド・ヴィー取締役 平成13年10月 株式会社オー・ド・ヴィー取締役社長 平成16年7月 株式会社アイパワースポーツ取締役 平成18年7月 株式会社ニュース取締役 平成23年4月 ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア アドバイザー 平成28年5月 当社社外取締役（現任）	0株
9	なめかた しげお 行 方 茂 男 (昭和34年12月19日生)	昭和59年4月 株式会社富士銀行入行 平成10年10月 同行総合企画部調査役 平成16年7月 株式会社みずほ銀行ビジネスソリューション部調査役 平成20年7月 なめかた司法書士事務所代表（現任） 平成20年9月 株式会社SIC監査役 平成28年5月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） なめかた司法書士事務所代表	0株

- (注) 1. 候補者山田昇氏は、当社の親会社である株式会社ヤマダ電機代表取締役会長兼取締役会議長を兼務しており、当社と同社の間には、資金の借入を行う等の取引関係があります。他の候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 明石裕士氏及び行方茂男氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 明石裕士氏は、大手証券会社の法人部門や外資系投資ファンドでの経験から、企業統治について造詣が深く、ベンチャー企業では取締役としてその実践を行ってこられました。また、幅広い業界で営業担当役員の経験を積まれていることから、当社の経営に有益なご意見や指摘をいただき、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 行方茂男氏は、大手金融機関での経験、また司法書士事務所代表としての豊富な経験に基づき、当社に有益なご意見や指摘をいただき、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 明石裕士氏及び行方茂男氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、明石裕士氏及び行方茂男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、明石裕士氏及び行方茂男氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 明石裕士氏、行方茂男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 山田昇氏及び新井仁氏の上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社である株式会社ヤマダ電機及びその子会社における現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

以 上

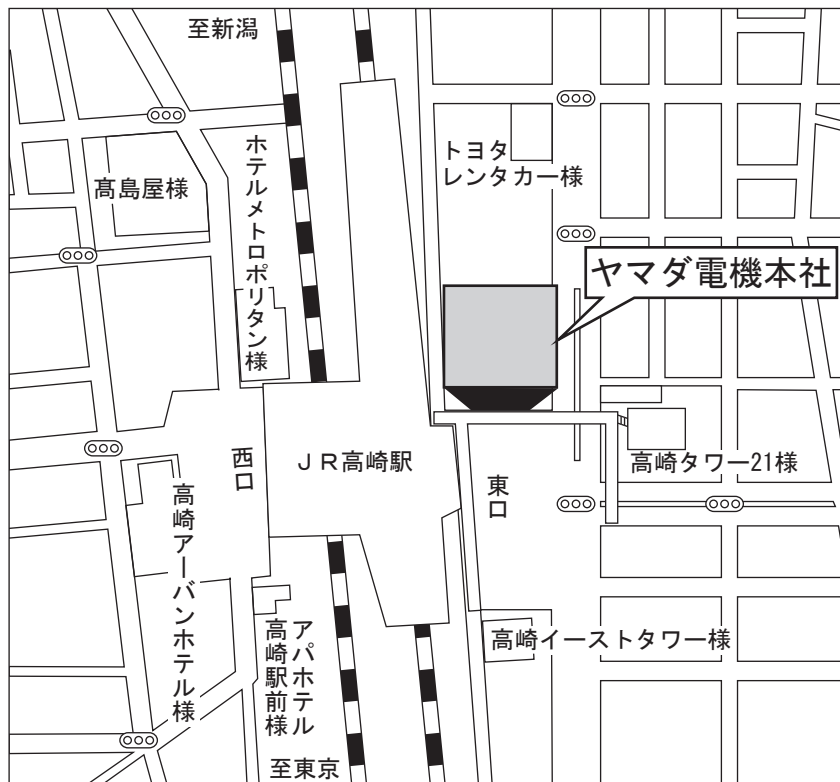
メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

会場ご案内図



● JR高崎駅東口より徒歩1分

● 関越自動車道「高崎IC」より約20分

※車でお越しの際は、本社立体駐車場をご利用ください。

※JR高崎駅周辺の道路は、交通渋滞の発生がみこまれますので、
できる限り公共交通機関をご利用ください。